

9. 都道府県の市町村に対する是正の要求等に係る不服審査申出・訴え提起の主体について

- ① 当初の都道府県の市町村に対する是正の要求等が、「国の指示を受けて行われたもの」である場合※、不服審査申出・訴え提起の主体を、いかにすべきか。 ※参考1における1-1、2-1-1の場合
- ② 当初の都道府県の市町村に対する是正の指示が、「都道府県自らの判断により行われたもの」である場合※、不服審査申出・訴え提起の主体を、いかにすべきか。 ※参考1における2-1-2、2-2の場合

検討の視点（案）

● ①について

ア 不服審査申出・訴え提起は、「国の指示を受けて都道府県が行う」のみとするか。

※ 市町村を相手方として訴えを提起すべき旨の指示を、国が都道府県に行うことができる例として、自治法245条の8（代執行手続における職務執行命令訴訟に係る指示）がある。

イ アの場合に加えて、国も自ら訴訟提起等を行えるとするか。

- ・ 国は、当初の是正の要求等の主体ではないが、問題はないか。
- ・ 国の市町村に対する是正の要求等は、「緊急を要するとき等」に限り認められる※ことにてらすと、その場合に限り、国も訴訟提起等を行えるとするべきか。 ※1-2、2-1-3の場合
- ・ 一方で、市町村に係る代執行手続は、「緊急を要するとき等」であっても、国の判断により開始できない（自治法245条の8）ことにてらすと、「緊急を要するとき等」でも、国は訴訟提起等を行えないとするべきか。
- ・ 「緊急を要するとき等」以外の場合については、国の市町村に対する是正の要求等は認められておらず、その趣旨（参考1の※注2参照）にてらすと、国からの訴訟提起等は、同様に認めないことが適当か。

ウ アの場合に加えて、「都道府県も自らの判断により訴訟提起等を行える」とするか。

- ・ 都道府県自らの判断による市町村に対する是正の指示は、「法定受託事務」に限り認められる※ことにてらすと、「法定受託事務」に限り、都道府県も自らの判断により訴訟提起等を行えるとするべきか。 ※2-1-2、2-2の場合
- ・ 「自治事務」の場合については、都道府県自らの判断による市町村に対する是正の要求は認められておらず、その趣旨（参考1の※注1参照）にてらすと、都道府県自らの判断による訴訟提起等は、同様に認めないことが適当か。

● ②について

ア 不服審査申出・訴え提起は、「都道府県自らの判断により行う」のみとするか。

イ アの場合に加えて、国も自ら訴訟提起等を行えるとするか。

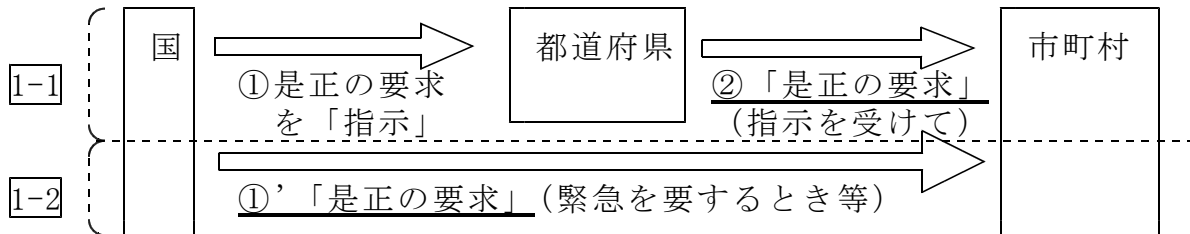
- ・ 国は、当初の是正の指示の主体ではないが、問題はないか。
- ・ 国の市町村に対する是正の指示は、「1号法定受託事務」かつ「緊急を要するとき等」に限り認められる※ことにてらすと、その場合に限り、国も訴訟提起等を行えるとするべきか。 ※2-1-3の場合

- ・ 「緊急を要するとき等」以外の場合については、国の市町村に対する是正の指示は認められておらず、その趣旨にてらすと、国からの訴訟提起等は、同様に認めないことが適当か。

参考 1 現行制度（自治法における「是正の要求」「是正の指示」の主体）

1 「是正の要求」（自治法245条の5）

（市町村の自治事務又は2号法定受託事務の処理について）



※注 1 市町村の自治事務について、国等の関与を認める理由

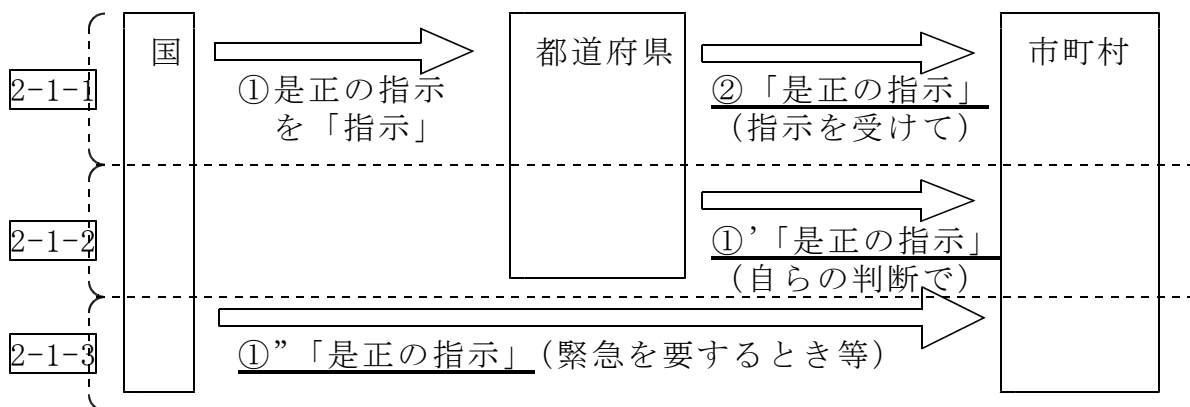
→ 地方公共団体の違法な事務処理等は、地方公共団体自らの機関等によって自主的に解決されるべきもの。しかし、そのような形で是正がなされないような例外的な場合には、国等による関与も必要。

※注 2 市町村の自治事務について、都道府県自らの判断による是正の要求を認めない理由

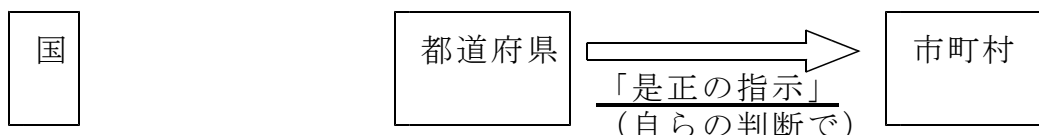
→ 関与を必要最小限にするという改正の趣旨に鑑みれば、市町村の自治事務の処理について、国及び都道府県が自らのイニシアチブで是正の要求ができることは適当ではないと考えられる。 また、是正の要求は、それに従って是正改善すべき法的義務を生じるものであり、このような重大な権限を、国の指示を受けて行う場合はともかく、同じく地方公共団体という立場にある都道府県に一般的に与えることは適当ではないと考えたところ。

2 「是正の指示」（自治法245条の7）

2-1 市町村の1号法定受託事務の処理について



2-2 市町村の2号法定受託事務の処理について行われるもの



参考2 関係条文（地方自治法（抜粋））

（是正の要求）

第245条の5 略

- 2 各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。
 - 一 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する事務（第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。） 都道府県知事
 - 二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会
 - 三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会
- 3 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。
- 4 各大臣は、第2項の規定によるほか、その担任する事務に関し、市町村の事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 5 略

（是正の指示）

第245条の7 略

- 2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。
 - 一～三 略
- 3 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、前項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 各大臣は、前項の規定によるほか、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

(代執行等)

- 第245条の8 各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の処分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。
- 2 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。
 - 3 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもつて、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。
 - 4 各大臣は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。
 - 5 略
 - 6 当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。
 - 7 第3項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。
 - 8 各大臣は、都道府県知事が第6項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行う日時、場所及び方法を通知しなければならない。
 - 9～11 略
 - 12 前各項の規定は、市町村長の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣若しくは都道府県知事の処分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項に規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときについて準用する。この場合においては、前各項の規定中「各大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「当該都道府県の区域」とあるのは「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。
 - 13 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村長の第一号法定受託事務の管理又は執行について、都道府県知事に対し、前項において準用する第1項から第8項までの規定による措置に関し、必要な指示をすることができる。
 - 14・15 略